資料6

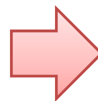
農作業安全のための指針について

平成２１年8月５日
農業生産支援課

農作業安全のための指針等の位置づけ

○　農作業中の死亡事故が毎年400件前後発生する状況が続く中で、農作業に従事する者に起因する事故を防止するため、学式経験者等の協力を得て、行政機関、研修期間、農業者団体等において農業者等を指導する統一的な指針としてとりまとめたもの。

農作業安全のための指針



個別農業機械別留意事項

平成14年3月29日付け
農林水産省生産局長通知

平成14年3月29日付け
農林水産省　生産局　生産資材課長
(現　農業生産支援課長) 通知

● 農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項等についてとりまとめたもの。

● Ⅰ　基本的事項、Ⅱ　機種グループ別事項の２部構成となっている。(全25ページ)

● 「農作業安全のための指針」の参考資料として主要な農業機械について、必要な留意事項を具体的にとりまとめたもの。

● 取り上げた機種は、乗用トラクター、防除機、共同乾燥調製・貯蔵施設など10機種。(全51ページ)

農作業安全のための指針の構成

Ⅰ　基本事項

第１　農作業安全一般
- 酒気帯び作業の禁止など農作業を従事する者の制限事項や、日頃の健康管理、労災保険への加入等について記載。

第２　安全管理体制の整備
- 関係機関による協議会の設置や、協議会での取組事項等について記載。

第３　危険箇所での作業等
- 登坂、高所や、酸欠等の危険性がある閉鎖空間など危険箇所ごとの作業の留意事項について記載。

第４　安全で快適な作業環境
- 適正な服装・防護具や、暑熱環境や寒冷環境での作業における留意事項等について記載。

第５　機械の導入、利用、管理等
- 安全鑑定適合機の選択や、取扱説明書の熟読、機械整備の励行等について記載。

第６　燃料、農薬等の管理
- 燃料や農薬の保管容器の整備や保管場所の確保等について記載。

第７　道具の安全使用
- 脚立や椅子の使用時の転倒・転落の防止に必要な事項や、包丁や鎌などの取扱に必要な事項について記載。

農作業安全のための指針の構成（つづき）

Ⅱ　機種グループ別事項

第1　乗用型機械

第2　歩行型機械

第3　定置機械

第4　携帯式機械

第5　遠隔操作機械、無人走行機械

第6　荷役用機械

【乗用型機械の例】

1　適用範囲
　乗用型のトラクター、田植機、コンバイン、高所作業車など。

2　一般事項
　安全フレーム、シートベルト等を装着すること、点検や整備を励行することなど。

3　作業前
　道路走行時には法令を遵守するとともに、低速車マーク等を搭載することなど。

4　作業中
　作業中の飛び乗らないこと、作業機への詰まりを除去する場合はエンジンを停止することなど。

5　作業後
　平坦な場所で点検・整備を行うこと、ジャッキは所定位置にかけることなど。